

法令違反は会社の存続にかかわるリスクです！

社員とのトラブルや労基署の調査などの対策に 会社を守る **労務監査** を行いませんか？

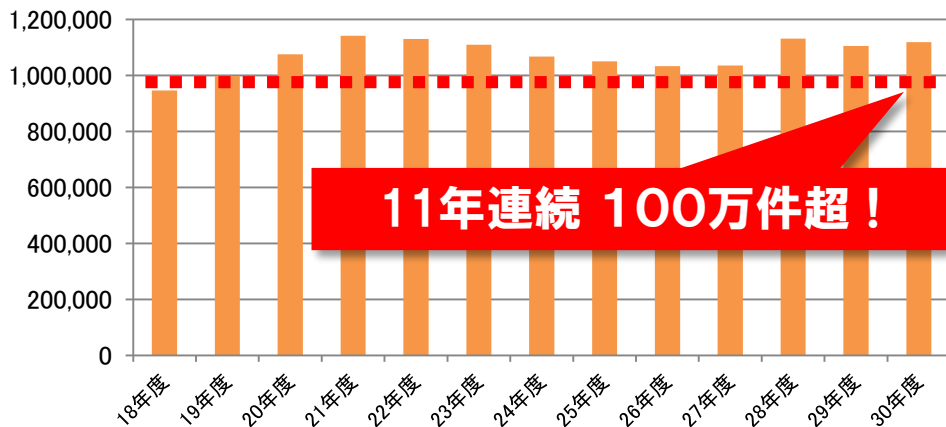
労働関係法違反は大きなリスク

- ◆ 未払い残業代請求
- ◆ 過労死訴訟
- ◆ ハラスメント
- ◆ 長時間労働 など



総合労働相談件数

(労働基準法等の違反の疑いがあるもの+法制度の問い合わせ+民事上の労働相談)



高額を支払命令や賠償金で経営が傾いたり、“ブラック企業”のレッテルを貼られてしまえば顧客離れや人材の募集・採用に支障をきたす致命的なダメージになりかねません。

何をしておくべきかと知る！

「労務監査」とは、労働関係法を中心とする法令が社内で守られているか調査を行うことです。監査といえば、法定の会計監査が知られていますが、労務監査は任意であり、これまで定期的の実施している会社は多くありませんでした。

しかし、増加する社員トラブルや労働基準監督署(労基署)の調査に対し事前に「問題があるのかなのか」「問題はどこにあるのか」チェックできるリスク対策として注目されています。



8分野各10質問の合計80質問で会社に潜む労務リスクを診断します！

■ 診断するのは、労基署がよくチェックする項目や、社員とのトラブルの原因になりやすい以下の8分野です。

①	②	③	④
労働時間・休憩・休日	賃金	労働・社会保険	安全衛生
⑤	⑥	⑦	⑧
休暇・休業	募集・採用	退職	帳簿・就業規則

■ 診断結果は、課題の優先順位づけを行い監査報告書としてまとめさせていただき、解説レポートとあわせて納品します。

報告書イメージ

結果一覧

項目	結果	対応	スコア
1. 募集・採用	○	問題ありません。	50/100点

緊急性の高い違反課題 ①

労働時間の計算の基礎に住宅手当が含まれていません。

労働時間の計算の基礎は、時間外労働、深夜労働、休日労働に対する影響を計算する①時間外労働の計算方法です。具体的な計算方法は、添付資料を参照してください。

項目	得点
1 募集・採用	80
2 労働時間・休憩時間	40
3 賃金	40
4 社会保険	60
5 安全衛生	80
6 休暇・休業	50
7 退職	70
8 帳簿・就業規則	60
9 特別分野(50点以上)	80
合計	670

緊急性の高い違反課題 (50点以上)

労働時間 (50点以上)

賃金 (50点以上)

社会保険 (50点以上)

安全衛生 (50点以上)

休暇・休業 (50点以上)

退職 (50点以上)

帳簿・就業規則 (50点以上)

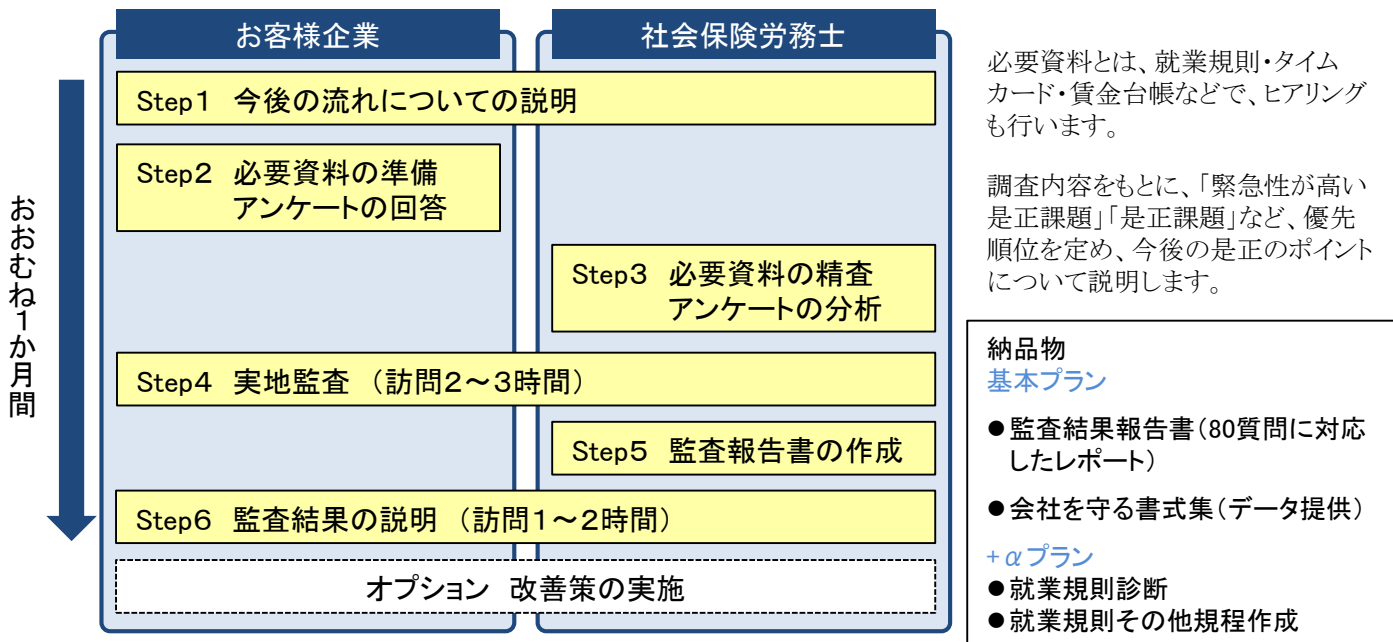
特別分野 (50点以上)

ブラック企業と呼ばれないためのアセスメント 労務監査

●チェック項目(アンケート)例

分野	質問例	回答選択肢
① 労働時間・休憩・休日	労働時間の管理にタイムカード等の客観的な記録媒体を使用していますか？	<input type="checkbox"/> タイムカード等(客観的な記録媒体)を使用し、かつ、3年間保存している <input type="checkbox"/> 手書きの出勤簿等を使用している。又は、記録は保存していない
② 賃金	諸手当をすべて除いて基本給だけで割増賃金の計算をしていますか？	<input type="checkbox"/> 基本給だけで計算していない(必要な手当を含めて計算している) <input type="checkbox"/> 基本給だけで計算している
③ 労働・社会保険	パートタイマー・アルバイト、期間雇用者などの非正規労働者の賃金を労災保険料の申告に加えるなど適切に労災保険の加入をしていますか？	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
④ 安全衛生	健康診断を受けた労働者に対して、遅れることなく、その結果を知らせ、かつ、健康診断の記録を5年間保存していますか？	<input type="checkbox"/> 知らせている。かつ、保存もしている <input type="checkbox"/> 知らせていない。又は保存していない
⑤ 休暇・休業	入社から6か月以上継続して勤務し、出勤率が8割以上の労働者に対して、法定の日数以上の年次有給休暇を与えていますか？	<input type="checkbox"/> 与えている <input type="checkbox"/> 与えていない
⑥ 募集・採用	労働者を採用する際に、マイナンバー取得の利用目的を明示していますか？	<input type="checkbox"/> 明示している <input type="checkbox"/> 明示していない
⑦ 退職	能力不足や適格性の欠如等の、客観的かつ合理的な理由がないにも関わらず、安易に解雇していますか？	<input type="checkbox"/> 解雇に関しては慎重に行っている <input type="checkbox"/> 合理的理由なく解雇している
⑧ 帳簿・就業規則	契約社員、嘱託社員、パートタイマー等正社員と労働条件が異なる労働者について、別個の就業規則を作成していますか？	<input type="checkbox"/> 作成している(契約社員、嘱託社員、パートタイマー等はいない) <input type="checkbox"/> 作成していない

●全体のフロー 従業員が安心して働ける企業に向けて、労務の課題の洗い出しをします



お問い合わせ先
 社会保険労務士法人労務管理センター 担当:大堀
 TEL:052-331-0844 FAX:052-321-1108

労務監査料金:基本プラン料金 **5**万円(税別)